

第3章

人権施策の推進

北九州市が行う施策は福祉、教育、文化、経済活動等多岐にわたっています。これらの施策は市民の基本的な人権の享有や豊かな社会生活を送るために欠くことのできないものです。このことから、北九州市が行うすべての施策が人権にかかわる施策であるということが出来ます。

このため、北九州市はすべての施策において人権尊重を基調とし、「人権文化のまちづくり」を推進するため行政総体として取り組みます。

また、施策を推進するにあたってはすべての市職員が人権尊重の意義を正しく理解し、市民の生活を守るという姿勢と意欲、自覚を持って取り組み、市民から信頼される市職員となるよう努めます。

北九州市が人権施策を推進するにあたっての基本的な視点と推進策を次のとおりとします。

1 基本的な視点

(1) 人権尊重の視点に立った施策の推進

北九州市は、人権の尊重がすべての行政施策の根幹であることを認識し、あらゆる施策において「人権を尊重する」という視点を据えます。

(2) 市民が主役となる施策の推進

「人権文化のまちづくり」の主役は市民です。北九州市はこのことを踏まえ、市民が人権を身近に感じ、理解を深めるとともに、「人権文化のまちづくり」に向けて自主的、主体的に行動できる施策の推進に努めます。



(3) 「いのち」をつなぐ環境づくり

北九州市が行うすべての施策は人権にかかわる施策であり、人間の尊厳を守る施策であり、人間の根源である「いのち」を将来に向かってつないでいく施策でもあります。

人間と地球環境との共存という大きな視点を踏まえ、市民が健康で快適に、安全に、そして安心して暮らしていくための身近な環境づくりを進めていきます。

2 人権施策を推進するための取組

(1) 行政総体で取り組む「人権文化のまちづくり」

北九州市が「人権文化のまちづくり」を進めるためには、すべての施策が人権にかかわる施策であることを踏まえ、常に人権尊重の視点に立って施策を推進する必要があります。

北九州市は「人権文化のまちづくり」を特定の部局に限った取組とせず、すべての部局で推進します。また、すべての施策を通じて、人権尊重意識の普及啓発に努めます。

◆施策の方向性

- ・全庁的に取り組むための「北九州市人権施策推進本部」の設置
- ・すべての部局が策定する事業計画やその見直しをする場合は「本指針の理念や基本的な視点」の尊重

(2) 市民参加・市民参画の促進

「人権文化のまちづくり」を進めるためには、まちづくりを市民が身近に感じ、市民がまちづくりの主役として主体的に行動することが求められます。

このため、市民が市政に参加・参画できる機会の拡大に努めるとともに、市民との情報の共有を図り市政に対する関心や信頼を高めるための取組を推進します。市民活動団体との連携や協働も推進します。

また、「人権文化のまちづくり」に地域社会全体で取り組む気運を高めるための取組を推進します。

◆施策の方向性

- ・事業計画段階から市民ニーズや意見を反映できる機会の拡大
- ・「人権文化のまちづくり」に関する効果的な市政情報等の提供
- ・市民活動団体と連携、協働する「人権文化のまちづくり」の推進
- ・地域における人権を尊重したまちづくり活動への支援

(3) 「人権の約束事運動」の推進

「人権文化のまちづくり」を進めることは、誰もが生きる喜びを実感し、平和で心豊かに暮らすことができる社会を築くことです。

市民一人ひとりがそのことを理解し、日常生活の中で人権を尊重し、行動として現せるようなまちを目指す「人権の約束事運動」を市民とともに推進します。

具体的には、国連のグローバル・コンパクトの手法を参考に、人権に関する身近なテーマを市民相互の“約束事”として掲げ、守る、“北九州市版グローバル・コンパクト（協定、約束）”の活動を中心にしながら取組を進めます。

推進にあたっては、「人権の約束事運動」の趣旨に賛同し、市民の立場で運動を広めていく、広範な市民、企業等を構成員とする団体等で組織する「人権の約束事運動『ほっとハート北九州』推進協議会」を設置します。

「人権の約束事運動」の実施にあたっては、他の市民運動との整合性を図り、市民にとって実践可能な運動となるよう努めます。

◆施策の方向性

- ・「人権の約束事運動『ほっとハート北九州』推進協議会」との協創による「人権の約束事運動」の推進

グローバル・コンパクト

国連のアナン事務総長が提唱し、2000年に国連本部で正式に発足した。加盟した企業は、人権・労働・環境に関して国際的に認められた規範を遵守し、実践することを通じて企業の社会的責任を果たし、「より良き地球市民」を目指すもの。

(4) 推進体制の強化

北九州市が行政総体として人権行政を推進するためには、施策相互の関連性を重視し、関係部局が連携を図るとともに、広い見地からの総合的な取組が必要です。

このため、施策を総合的に推進するための横断的組織の設置や新たに生じる人権課題にも対

応できる組織など人権施策を行政総体で行うための推進体制を強化します。

また、「人権文化のまちづくり」に向けて市民と北九州市とが協働する推進体制づくりを進めます。

◆施策の方向性

- ・全庁的に取り組むための「北九州市人権施策推進本部」の設置（再掲）
- ・「人権文化のまちづくり」を効果的に推進するための人権関連組織の見直しの検討
- ・「人権の約束事運動『ほっとハート北九州』推進協議会」との連携、協働した取組の推進

(5) 人権感覚に優れた職員の育成

北九州市のすべての職員は、豊かな人権感覚を身に付け、人権尊重の視点に立った業務を遂行するとともに、「人権文化のまちづくり」に自らも参画するという自覚を持つことが必要です。

このことから、職員一人ひとりが人権行政の推進者としての自覚と使命感を持ち、人権尊重の視点に立った業務を遂行するため一層効果的な職員研修を推進します。

◆施策の方向性

- ・参加型や体験型研修などの充実による効果的な研修の推進
- ・効果的な職場研修の実施をサポートするための方策の検討及び実施

(6) 行政施策の評価や検証システムづくり

すべての施策が人権にかかわる施策であることや人権を尊重することが豊かな地域社会にとって欠くことのできないものであることを踏まえ、北九州市が行う施策が人権の視点に立ったものかどうかを見極め、施策の見直しや改善をすることが必要です。

このため、行政に対する理解と信頼を深めるために人権尊重の視点に立った行政施策の評価や検証方法を検討します。また、本市の人権施策の推進にかかる基本的事項を調査審議するとともに人権行政を市民の視点で見守る第三者機関を設置します。

◆施策の方向性

- ・人権尊重の視点に立った行政施策の評価・検証システムの検討
- ・人権施策審議会の継続設置

(7) 人権のネットワークの充実

「人権文化のまちづくり」は、社会全体で取り組むことが必要です。また、人権に関する市民ニーズが多様化する中では、柔軟な発想と行動によってまちづくり活動をしている市民活動団体等との連携や協働が重要となります。

このため国、県等の行政機関はもとより人権擁護委員や民生委員・児童委員、地域、企業、市民活動団体等との連携を充実・強化し、人権を尊重したまちづくり活動を促進します。

特に市民活動団体とは、団体の自主性を尊重し、対等なパートナーシップを築きながら、人権問題に関する情報交換や地域での交流活動の実施など、連携や協働を促進します。

さらに、これらのネットワークを活用しながら人権に関する情報を市民に効果的に提供できるよう努めます。

◆施策の方向性

- ・国、県等の行政機関、人権擁護委員、民生委員・児童委員、地域、企業、市民活動団体等と連携・協働する事業の促進
- ・地域の団体・機関等との連携、協働による人権を尊重したまちづくり事業の充実
- ・人権に関する情報が適切に提供できるような仕組みづくりの検討

(8) 人権に関する相談・支援機能強化の仕組みづくり

人権問題が複雑化・多様化しており、人権侵害に関する相談内容も多岐にわたることから、あらゆる人権相談に対して迅速で適切な対応ができる機能の充実が必要です。

このため、法務局など関係機関等と連携を図りながら相談機能を充実し、市民のニーズに的確に対応できるように努めます。

また人権に関する相談は、人権侵害を受けた人の救済だけでなく、人権侵害の発生や拡大の防止にもつながります。

このため、相談を通じて人権侵害の実情や傾向を把握し、必要な施策につなげるよう努めます。また、様々な人権課題の当事者など市民が行う人権問題の課題解決に向けた自主的、主体的な活動との連携や協働を進めます。

一方、現在国が検討している人権救済に関する法律制定の動きに注目しながら、本市として今後どのような取組ができるのか検討していきます。

◆施策の方向性

- ・各種相談窓口のネットワーク化など相談機能充実のための方策の検討
- ・専門知識の修得など相談窓口職員の資質向上
- ・相談窓口のネットワークを活用した人権侵害の実情や傾向の把握による施策の充実
- ・市民活動団体等との連携による人権相談機能の充実

(9) 人権に配慮した取組を進める企業との連携

企業の社会的責任が注目される中、企業は企業内の人権意識を高めるとともに、「企業市民」としての地域貢献に対する積極的な活動が望まれています。

このため、企業との連携を強化しながら企業の人権啓発活動に対する支援を行うなど、企業としての人権意識を高め、地域貢献に取り組みやすい環境を整えます。

さらに、市の出資法人や公の施設の管理を行う団体（指定管理者）は、人権尊重の視点を持った業務の遂行が求められます。このため、職員・従事者等の人権意識を高めるための取組を支援します。

◆施策の方向性

- ・「北九州市人権問題啓発推進協議会」や「企業内同和問題研修推進委員会」等との連携による人権に配慮した取組（CSR（5頁参照）などの取組）への支援策の検討
- ・人権啓発資料や講師情報の提供など職場研修等への支援
- ・「人権の約束事運動」、「人権の約束事運動『ほっとハート北九州』推進協議会」への積極的な参画促進
- ・企業が積極的に人権啓発活動に取り組むための支援策の検討

(10) 地域の拠点機能の充実

地域における「人権文化のまちづくり」の推進は、地域の実状を踏まえた学習機会の提供を行い、市民の自主的、主体的な活動につながるような取組を行うことが大切です。

地域交流センターは、隣保館として相談事業や啓発・広報活動事業及び地域交流事業など開かれたコミュニティセンターとしての取組を積極的に推進するとともに、「人権文化のまちづくり」における人権啓発の地域の拠点となる必要があります。

このため、市民、市民活動団体、保育所、幼稚園、学校、市民センター、地域、企業等との連携を図り、地域における人権啓発活動を通してコミュニティをはぐくむ場として、機能の充実に努めます。また、職員自らが一層の人権尊重意識を高めるとともに人権啓発推進者としての資質の向上を図っていきます。

また、市民センターは、様々な地域活動の拠点であり、住民一人ひとりが「自分たちの地域は自分たちでつくる」という意識を持ってコミュニティ活動に参加し、地域全体で力を合わせた取組が行われています。「人権文化のまちづくり」は、地域のこのような取組の中で、住民がお互いに人権を尊重し合うことの大切さを理解し、人権尊重の視点を踏まえた「ふれあい」や「交流活動」が実践されることが重要です。

このため、人権に関する学習機会を提供したり、地域で人権啓発等を推進する人材を養成するなど、人権を尊重したまちづくり活動が地域に根付き、市民センターが「人権文化のまちづくり」の拠点となるような環境づくりに努めます。

地域交流センター等の活動は、本市の人権啓発の拠点である人権推進センターと密接に連携しながら推進します。

◆施策の方向性

- ・地域の団体・機関等との連携、協働による人権を尊重したまちづくり事業の充実（再掲）
- ・研修の充実による職員の資質向上
- ・地域における人権を尊重したまちづくり活動への支援（再掲）
- ・人権推進センターと地域交流センター、市民センターの相互の連携強化

地域交流センター

地域交流センターは、「人権を尊重したまちづくり」を推進する中心的役割を担う施設として、市内に9館設置され、福祉の向上や人権啓発など住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターを目指しています。

センターでは、人権啓発事業や講座を開催し、また、生活上のさまざまな相談に応じて人権課題の解決に努めています。